○内閣府
経済産業省告示第　　号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十六条の規定に基づき、及び同法を実施するため、沖縄振興特別措置法第三十六条の規定に基づく産業高度化又は事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準等（令和四年内閣府経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年　　月　　日

内閣総理大臣　石破　茂

経済産業大臣　武藤　容治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） 第一条　［略］ 一　対象者　提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画（以下「対象計画」という。）に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設する認定事業者（法第三十五条の三第四項の認定を受けた者で、対象措置を実施するために必要な資産（以下「対象資産」という。）を取得した日の属する事業年度から措置終了事業年度までの各事業年度において法第三十六条に規定する課税の特例を受けようとする者又は対象資産を取得した日の属する事業年度から措置終了事業年度終了の日以後最初の一月一日の属する事業年度までの各事業年度において法第三十七条に規定する措置の対象となる地方公共団体において地方税の課税免除若しくは不均一課税の適用を受けようとする者をいう。以下同じ。）であって、法第三十六条に規定する主務大臣の確認を受けようとする者 ［二～四　略］ 五　措置開始事業年度　対象資産を事業の用に供した日の属する事業年度（当該対象資産を取得した日の属する事業年度の翌事業年度終了の日までに当該対象資産を事業の用に供していない場合にあっては、当該翌事業年度）	（定義） 第一条　［同上］ 一　対象者　提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画（以下「対象計画」という。）に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設する認定事業者（法第三十五条の三第四項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）であって、法第三十六条に規定する主務大臣の確認を受けようとする者 ［二～四　同上］ 五　措置開始事業年度　対象措置の実施期間の開始の日の属する事業年度

［六～十六　略］	
	［六～十六　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。